

令和4年度岡垣町中小事業者等支援金申請要領

1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響等を受けて、売上が減少した町内事業者を幅広く支援するため、町独自の支援金を支給します。

2 対象者

次の要件をすべて満たす中小法人及び個人事業者が対象です。

- (1) 令和3年10月以前に開業または法人を設立している。
- (2) 令和3年11月から申請日時点までで、岡垣町内に営業実態のある主たる事務所又は主たる店舗等を有している。
- (3) 令和3年11月～令和4年3月のいずれかの月（以下対象月という。）の売上高が、平成30年11月～令和3年3月の間の任意の同じ月の売上高と比べて、15%以上減少している。ただし、新規創業等により前年との比較ができないときは、別に定める基準によるものとする。

※中小法人とは、国内に本店又は主たる事務所を有する中堅企業や中小企業を含む法人のうち次のいずれかを満たす法人をいいます。

- ① 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。
- ② 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。

※福岡県感染拡大防止協力金（14期、15期）を受給している場合は、その受給額を以下のおり売上に含めてください。

対象月	14期	15期
1月	1日あたり受給額×8日間	
2月	1日あたり受給額×20日間	1日あたり受給額×8日間
3月		1日あたり受給額×6日間

3 支給額

以下のうち、いずれか低い方を支給額とします。

① 支給上限額

	売上減少率		
	15%以上 30%未満	30%以上 50%未満	50%以上
中小法人	上限 10万円	上限 20万円	上限 30万円
個人事業者	上限 5万円	上限 10万円	上限 15万円

② 基準期間の売上高合計－対象月の売上高×5

※支給は1事業者につき1回のみとします。

※基準期間とは対象月と比較する年度の11月から3月までの5か月間のことをいいます。

4. 必要書類

次の表のすべての書類を提出してください。事業形態等により提出する書類が異なりますので注意してください。

○国の「事業復活支援金」を受給している事業者

①	岡垣町中小事業者等支援金交付申請書兼請求書 (様式1-1)	
②	誓約書(様式3)	
③	国の「事業復活支援金」を受給していることを確認できる書類	決定通知のハガキや、振り込まれた通帳の写しなど
④	主たる事務所又は主たる店舗等が岡垣町内に所在することが確認できる書類	

○国の「事業復活支援金」を受給していない事業者

・中小法人、個人事業者共通

①	岡垣町中小事業者等支援金交付申請書(様式1-2)	
②	岡垣町中小事業者等支援金請求書(様式2)	
③	誓約書(様式3)	
④	主たる事務所又は主たる店舗等が岡垣町内に所在することが確認できる書類	

・中小法人

⑤	確定申告書別表1の控え	写しを提出してください。
⑥	法人事業概況説明書の控え	写しを提出してください。

・個人事業者

⑤	確定申告書第1表の控え	写しを提出してください。
⑥	所得税青色申告決算書の控え	写しを提出してください。 ※白色申告をしている事業者は提出不要です。

5. 申請受付期間

令和4年7月1日(金)～令和5年2月28日(火)

6. 申請方法

次のいずれかにより申請してください。

(1) 郵送

【送付先】

〒811-4233

岡垣町野間一丁目1番1号 岡垣町おかがきPR課 商工観光係 宛
※郵送料は申請者負担です。郵便料金に不足がないようご注意ください。
※受付期間最終日の消印有効です。

(2) 窓口

申請書類を、岡垣町役場本館1階 おかがきPR課へご持参ください。

【窓口開設期間】

令和4年7月1日（金）～令和5年2月28日（火）

9：00～17：00（土日祝日を除く）

7. その他注意事項

- (1) 申請内容に虚偽や不正があることが発覚した場合は、支援金を返還いただくほか、法的責任を問われることがあります。
- (2) 支援金の支給は、対象事業者ごとに1回のみとします。
- (3) 提出書類が不足した場合、または提出書類で要件を確認できない場合は、追加資料の提出をお願いする場合があります。

8. 問い合わせ先

本件に関する問い合わせは、下記の連絡先をお願いします。

○問い合わせ先

岡垣町おかがきPR課 商工観光係

電話番号：093-282-1211

【受付時間】9：00～17：00（土日祝日を除く）